宇和島信用金庫

「当座勘定規定(一般用)」、「約手・為手・小切手用法」の一部改正について

平素は、宇和島信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

全国銀行協会による電子交換所設立に伴い、令和4年11月4日(金)より、「当座勘定規定(一般用)」、「約手・為手・小切手用法」を下記のとおり改定しますのでお知らせ致します。

なお、改訂後の規定は、改定以前からお取引いただいているお客様にも適用されますのでご了承く ださい。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 改定日
  - · 令和 4 年 1 1 月 4 日 (金)
- 2. 改定する規定等
  - ・ 当座勘定規定 (一般用)、約手・為手・小切手用法
- 3. 改定概要
  - (1) 「当座勘定規定」の主な変更点
    - ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
    - ・イメージファイルによる印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
    - ・当座勘定の過振りに伴う損害金の割合を変更
    - ・全国銀行信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登 録規定の削除
  - (2) 「約手・為手・小切手用法」共通の主な変更点
    - ・チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「, (カンマ)」を印字するよう規 定を追加
    - 使用可能文字の一覧を追加
    - ・記名なつ印・金額複記・訂正印の押なつまたは訂正等の記載が、金額欄・信用金庫名・QRコード欄への被(かぶ)りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句・手形小切手番号欄)の追加

以上

### 「当座勘定規定」新旧対照表

新	旧
第7条(手形、小切手の支払)	第7条(手形、小切手の支払)
(1) (略)	(1)(略)
(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の	
有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めるこ	
とを含みます)があります。	
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	(2)(同左)
第8条(手形、小切手用紙)	第8条(手形、小切手用紙)
(1) ~ (3) (略)	(1)~(3)(略)
(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振	_(新設)_
出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場	
合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。	(4)(同左)
(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認めら	
れる枚数を実費で交付します。	(新設)
(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払	
日から3か月を経過した場合は返却を求めることができない	
<u>ものとします。</u>	_(新設)_
(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったと	
きは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写	
しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経	
過した場合は、その限りではありません。	
第11条(過振り)	
(1)(略)	(1) (略)
(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年 18.25% (年 365 日の	(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年 <u>15.0</u> %(年 365 日の
日割計算)とし、当金庫所定の方法によって計算します。	日割計算)とし、当金庫所定の方法によって計算します。
(3) ~ (5) (略)	(3)~(5)(略)

IΗ 第16条(印鑑照合等) 第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含 を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合 みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもっ し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手 て照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手 形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故が 形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があ あっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任 っても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負 を負いません。 いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をも 8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙 って第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、そ につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害に ついては、前項と同様とします。 の用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた 損害については、前項と同様とします。 (3) (略) (3) (略) (削 除)※全国銀行信用情報センターにおける不渡情報照会の取 第28条(個人信用情報センターへの登録) 扱廃止のため。 個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたとき は、その事実を銀行協会が運営する個人信用情報センターに5年間(た だし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの 加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会 員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約された とき。 ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

新	旧
第28条 (成年後見人等の届出)	第29条 (成年後見人等の届出)
第29条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)	第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺)
第30条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	第31条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
<u>第31条</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)	第32条(休眠預金等代替金に関する取扱い)
第32条 (規定の変更)	第33条 (規定の変更)

# 約束手形用法ひな型新旧対照表

新	旧
4. (1) (略) (2)金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3…)で記入するときは、チェックライラーを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字して下さい。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。	<ul> <li>4. (1) (略)</li> <li>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1,2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終始符号を印字して</li> </ul>
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。  6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの	てください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に お届け印をなつ印してください。
余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>	

### ○金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1			4	2		ć	3		4		5	)	6	5		7	
漢数字	壹	壱	弌	弐	走	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8	3	ί	)	1	0		100		]	1,000	)	10,	000					
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

(その他)金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

### 為替手形用法ひな型新旧対照表

新	IΒ
5. (1) (略)	5. (1) (略)
(2)金額をアラビア数字(算用数字、1,2,3…)で記入する	(2)金額をアラビア数字(算用数字、1,2、3…)で記入
ときは、チェックライラ―を使用し、金額の頭には「¥」	するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には
を、その終わりには <u>「※」、「★」</u> などの終止符号 <u>を印字する</u>	「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字して
<u>ほか、3桁ごとに「,」</u> を印字して下さい。なお、文字による	下さい。なお、文字による複記はしないでください。
複記はしないでください。	
(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <u>下表の文字</u>	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、
<u>一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には	参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には
「金」を、その終わりには「円」を記入してください。 <u>ま</u>	「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
た、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。	
(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は	(新設)
<u>一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄</u>	
<u>に重なることがないようにしてください。</u>	
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用し	6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用し
てください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に	てください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に
お届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印</u>	お届け印をなつ印してください
が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。	

### ○金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1			4	2		ć	3		4		Ę	5	(	3		7	
漢数字	壹	壱	弌	弐	走	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	ı		l		1		l								1				

	8	3	9		10			100			1,000	10,000		
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	+	仟	阡	万	摵

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

# 小切手用法(一般当座用)ひな型新旧対照表

新	旧
<ul> <li>4. (1) (略)</li> <li>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3…)で記入するときは、チェックライラーを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字して下さい。なお、文字による複記はしないでください。</li> <li>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</li> <li>(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</li> </ul>	<ul> <li>4. (1) (略)</li> <li>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1, 2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字して下さい。なお、文字による複記はしないでください。</li> <li>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</li> <li>(新設)</li> </ul>
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。 また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。	6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。

## O金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1		2			ç	3 4					0	6		7			
漢数字	壹	壱	‡	弐	式	貢	貮	参	參	匹	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

	8	3	9		10			100		]	L, 000	10,000		
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	+	仟	阡	万	摵

# (その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

新	旧
(2022年11月4日現在)	(2020年4月1日現在)

以上